

大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）の読替対照表

条例第五条（情報提供等記録を除く特定個人情報に関する特例）を反映させたもの

読替後	読替前
<p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第七条 実施機関は、利用目的の個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用をすることができる。</p> <p>一 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>二 （適用除外）</p> <p>三 （適用除外）</p> <p>四 （適用除外）</p> <p>五 （適用除外）</p> <p>六 （適用除外）</p> <p>3 （適用除外）</p>	<p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第七条 実施機関は、法令等の規定に基づき、当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しなければならぬときを除き、利用目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは及び審査会の意見を聴いた上で公益上の必要その他相当の理由があると認めるときは、目的外利用等をすることができる。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。</p> <p>三 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供するとき。</p> <p>四 犯罪の予防等を目的として個人情報を実施機関の内部で利用する場合において、当該目的の達成に必要な限度で利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。</p> <p>五 犯罪の予防等を目的として個人情報を他の実施機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社（次号において「他の実施機関等」という。）に提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて相当の理由があると認められるとき。</p> <p>六 犯罪の予防等を目的として個人情報を他の実施機関等以外のものに提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により実施機関及び本人以外のものに個人情報を提供する場合</p>

<p>(開示請求権)</p> <p>第十三条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の管理する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p>	<p>において、提供を受けるものに対し、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</p>
<p>(開示請求の方法)</p> <p>第十四条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>一 開示請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>二 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第十三条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の管理する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p>
<p>(開示請求の方法)</p> <p>第十四条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>一 開示請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>二 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。</p>	<p>(開示請求の方法)</p> <p>第十四条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>一 開示請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>二 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。</p>

(個人情報の開示義務)

第十五条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報の全部又は一部が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

一 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

二 開示請求者(第十三条第二項の規定により**代理人**が

本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び第四号、次条第二項並びに第十九条第一項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ ホ(略)

三 七(略)

八 **代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが本人**の利益に反すると認められる情報

(他の開示制度等との調整)

第二十八条 (適用除外)

(個人情報の開示義務)

第十五条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報の全部又は一部が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

一 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

二 開示請求者(第十三条第二項の規定により**未成年者又は成年被後見人の法定代理人**が

本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び第四号、次条第二項並びに第十九条第一項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ ホ(略)

三 七(略)

八 **未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該**未成年者の利益に反すると認められる情報

(他の開示制度等との調整)

第二十八条 (適用除外)

第十三条から第二十一条までの規定は、法令等(大分県情報公開条例(平成十二年大分県条例第四十七号)を除く。以下この項及び第四項において同じ。)の規定により、第二十条第一項及び第二項に規定する方法と同一の方法(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)による個人情報の開示の手続が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。この場合において、法令等の規定により同条第一項及び第二項に規定する方法と同一の方法で開示を受けた個人情報は、第

2 第二十二條から第二十四條の二までの規定は、法令等の規定により個人情報の訂正の手続が定められているときにおける個人情報の訂正については、適用しない。

3 第二十五條から第二十七條までの規定は、法令等の規定により個人情報の利用停止等の手続が定められているときにおける個人情報の利用停止等については、適用しない。

4 (適用除外)

第二十二條第一項及び第二十五條第一項の規定の適用については、開示決定を受けた個人情報とみなす。

2 第二十二條から第二十四條の二までの規定は、法令等の規定により個人情報の訂正の手続が定められているときにおける個人情報の訂正については、適用しない。

3 第二十五條から第二十七條までの規定は、法令等の規定により個人情報の利用停止等の手続が定められているときにおける個人情報の利用停止等については、適用しない。

4 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第二十二條第一項の閲覧とみなして、第一項の規定を適用する。